

# 鹿屋市公共施設等総合管理計画 (改訂版)

平成 28 年 3 月  
(令和 4 年 3 月改訂)

## 目 次

**I 計画の位置づけ**

I-1	はじめに	P 1
I-2	計画の体系	P 2
I-3	計画期間	P 2
I-4	対象施設	P 2

**II 本市の社会的状況**

II-1	人口の推移	P 4
II-2	財政の状況	P 5

**III 公共施設等の保有状況**

III-1	公共建築物	P 6
III-2	インフラ	P 14

**IV 公共施設等の更新費用**

IV-1	公共建築物	P 17
IV-2	インフラ	P 19
IV-3	耐用年数経過時に単純更新した場合と各個別計画の方針を反映した場合の比較	P 21

**V 公共施設等に関する課題** P 22**VI 公共施設等の管理に関する基本方針**

VI-1	基本方針	P 23
VI-2	目標設定	P 24
VI-3	実施方針	P 26
(1)	適正配置の推進方針	P 26
(2)	点検・診断等の実施方針	P 26
(3)	維持管理・修繕・更新等の実施方針	P 26
(4)	安全確保の実施方針	P 27
(5)	耐震化の実施方針	P 27
(6)	長寿命化の実施方針	P 27
(7)	ユニバーサルデザイン化の推進方針	P 27
(8)	行政サービス水準等の検討	P 27

**Ⅶ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針****Ⅶ－１ 公共建築物**

- (1) 行政系施設…………… P 28
- (2) 学校教育系施設…………… P 28
- (3) 保健・福祉施設…………… P 29
- (4) 市民文化系施設…………… P 29
- (5) 社会教育系施設…………… P 30
- (6) スポーツ・レクリエーション系施設…………… P 30
- (7) 産業系施設…………… P 31
- (8) 医療施設…………… P 31
- (9) 公共住宅…………… P 31
- (10) 公園施設…………… P 32
- (11) 供給処理施設…………… P 32
- (12) その他の公共建築物…………… P 32

**Ⅶ－２ インフラ**

- (1) 道路…………… P 33
- (2) 橋梁…………… P 33
- (3) 上水道…………… P 34
- (4) 下水道…………… P 34
- (5) その他のインフラ…………… P 34

**Ⅷ フォローアップの実施方針…………… P 35****Ⅸ 全庁的な取組み体制の構築及び情報管理・共有方策…………… P 35**

## I 計画の位置づけ

### I-1 はじめに

公共施設は、行政サービスを行う上で欠かすことはできません。

市庁舎をはじめ、体育館、図書館、福祉施設など本市が所有する公共建築物は多岐にわたります。それぞれが果たす役割は大きく、また、災害等の発生時には防災施設としての役割も果たすものもあります。

また、道路や上下水道などのいわゆるインフラは、生活に無くてはならないものであり、安全安心な住民生活を支える根幹ともいえるものです。

ただ、一般的に老朽化の目安といわれている建築後30年以上経過した公共建築物が全体の半数近くを占めており、老朽化が顕著となっています。今後大量の公共施設が一斉に更新時期を迎えることが予想され、それに伴う更新費用は膨大なものになると見込まれます。インフラについても、耐用年数による更新により相当の費用負担が予想されます。

一方、公共施設を取り巻く社会情勢も変化してきています。全国的な人口減少は本市においても例外ではなく、少子高齢化の進行とともに今後も減少傾向が続くと予想されます。それに伴い、公共施設に対する市民ニーズも変化していくものと思われれます。

また、景気が顕著な回復に向かわない現状においては、本市の財政状況は依然として厳しい状況が続くと見込まれていることから、財政運営の更なる健全化が求められています。

このような社会情勢等を踏まえ、今後は、公共施設にかかる維持管理費用の抑制や保有総量の縮減などを進めていかなければなりません。これは本市のみならず全国的な課題として多くの地方公共団体が抱えている問題であり、国は、平成25年に「インフラ長寿命化基本計画」を定め、平成26年には、地方公共団体に対し「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しています。

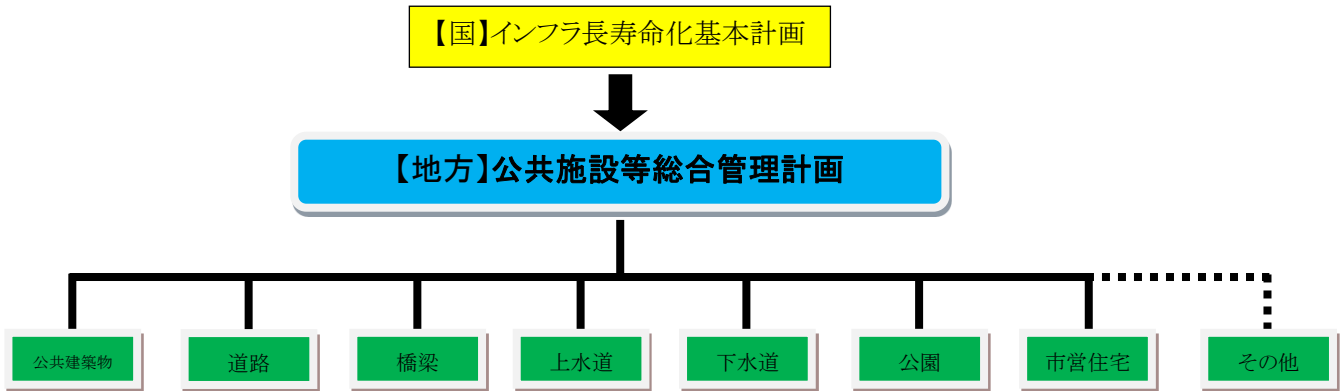
これらのことを踏まえて、本市においては平成28年3月「鹿屋市公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

また、個別の施設毎の実行計画を策定することが求められていたことから、具体的な対策内容や実施時期、対策費用等を示した個別計画の策定が進んでおり、各個別計画の内容やこれまでの取組み内容を踏まえ、本計画を改訂します。

今後は、本計画に基づいた適切な管理運営により、次世代に安心して引き継ぐことのできる公共施設の整備を目指します。

### I-2 計画の体系

本計画は、本市が保有する公共建築物及び道路、橋梁、公園、上下水道などのインフラ（以下、「公共施設等」といいます。）について、今後の基本的な運営方針を示すものです。また、各公共施設等の個別施設計画の上位計画に位置づけることとします。

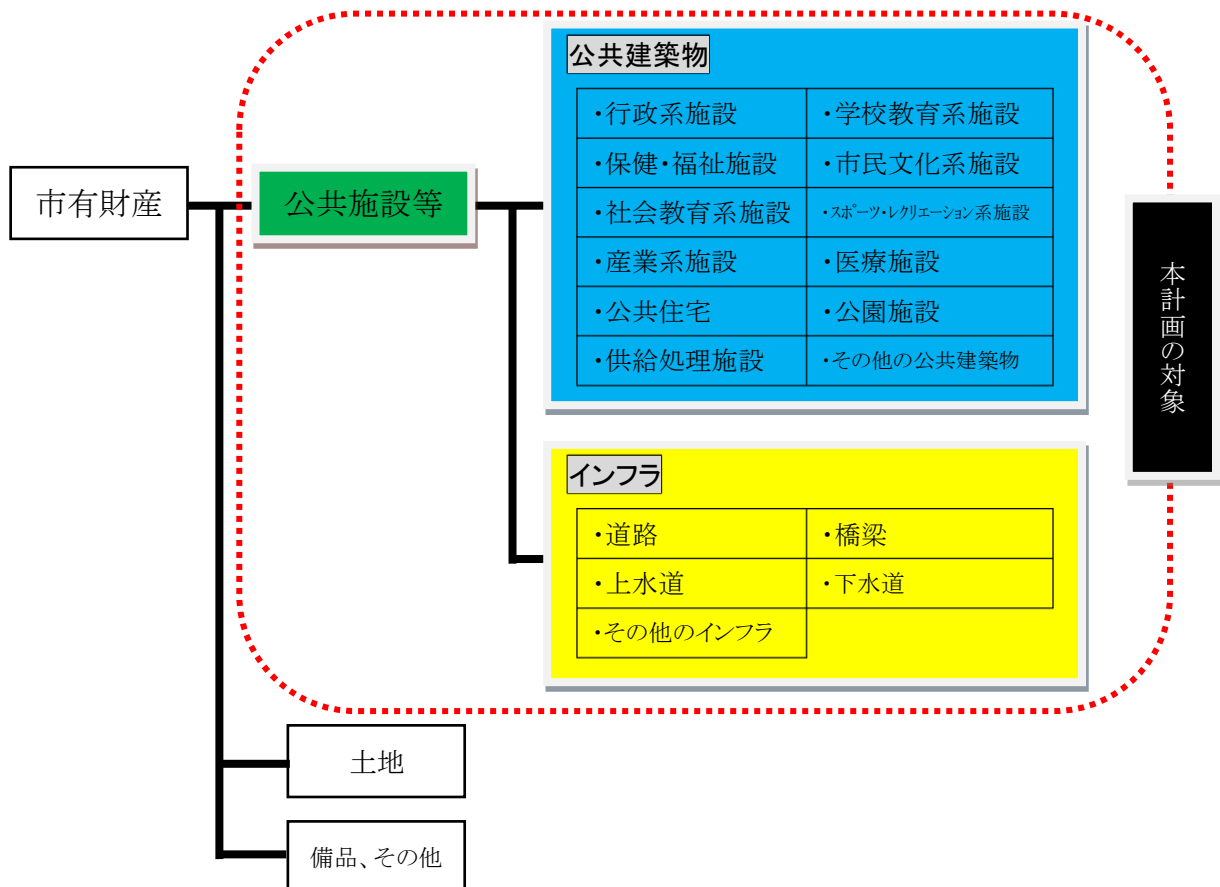


### I-3 計画期間

国の制度改正や社会情勢の変化等に対応しながら長期的な視点で進めることが必要なため、計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

### I-4 対象施設

本計画は、本市が保有する財産のうち、全ての公共施設等を対象とします。



なお、公共建築物については、以下の施設類型に分類します。

	大分類	中分類	小分類
1	行政系施設	庁舎等	本庁等 総合支所 出張所
		消防施設	分団・水防・詰所等
2	学校教育系施設	学校	小学校
			中学校
			高等学校
			専修学校
教職員住宅	教職員住宅		
その他教育施設	学校給食センター		
3	保健・福祉施設	保健施設	保健相談センター 保健センター
		児童福祉施設	児童センター
		その他社会福祉施設	その他社会福祉施設
4	市民文化系施設	文化施設	文化会館 その他文化施設
		集会施設	ふれあいセンター
			勤労者交流センター
			その他集会施設
5	社会教育系施設	図書館	図書館
		生涯学習施設	公民館
			コミュニティセンター
			学習センター
交流促進センター			
6	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	グラウンド・体育館等
		レクリエーション施設・観光施設	物産館・観光施設等
7	産業系施設	産業系施設	農業・畜産・林業・加工センター等
8	医療施設	医療施設	夜間急病センター
9	公共住宅	市営住宅	市営住宅
10	公園施設	公園施設	休憩所、トイレ等
11	供給処理施設	供給処理施設	衛生処理場
12	その他	その他	学校跡地、鹿屋市市民交流センター、バス待合所、駐輪・駐車場、倉庫・車庫、墓地等

## Ⅱ 本市の社会的状況

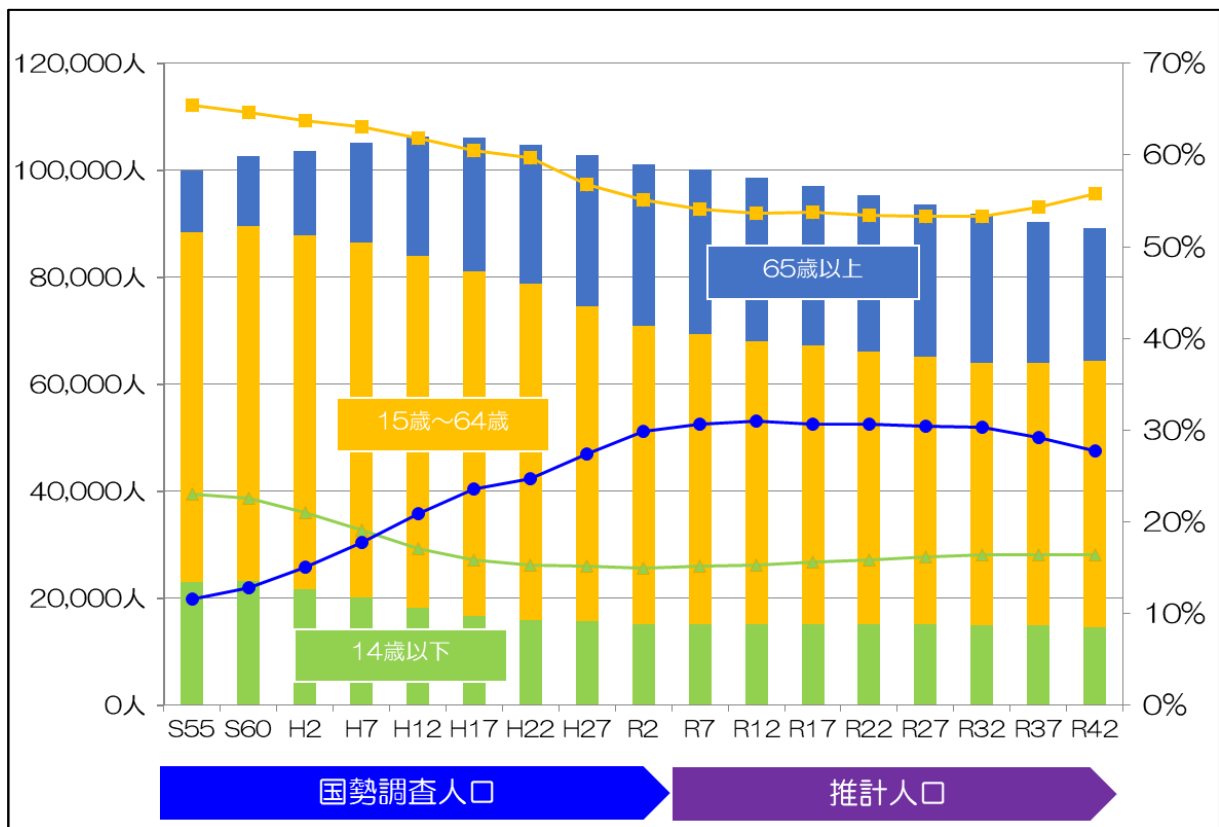
### Ⅱ-1 人口の推移

本市の令和2年人口は、101,096人です。

昭和55年以降の推移をみると、平成12年の106,462人までは一貫して増加傾向にありましたが、その後は緩やかな減少傾向にあります。

また、年齢3階層別の人口をみると、令和2年と令和42年を比較した場合、鹿屋市人口ビジョンの独自推計では、いずれの階層においても減少が見込まれ、生産年齢人口（15歳～64歳）においては約1割減少することが予測されています。

今後は、人口減少・年齢構成の変化が施設数や施設規模などに及ぼす影響について考慮する必要があります。



人口推移と将来人口推計

※推計値は市独自推計値（「鹿屋市人口ビジョン」より）

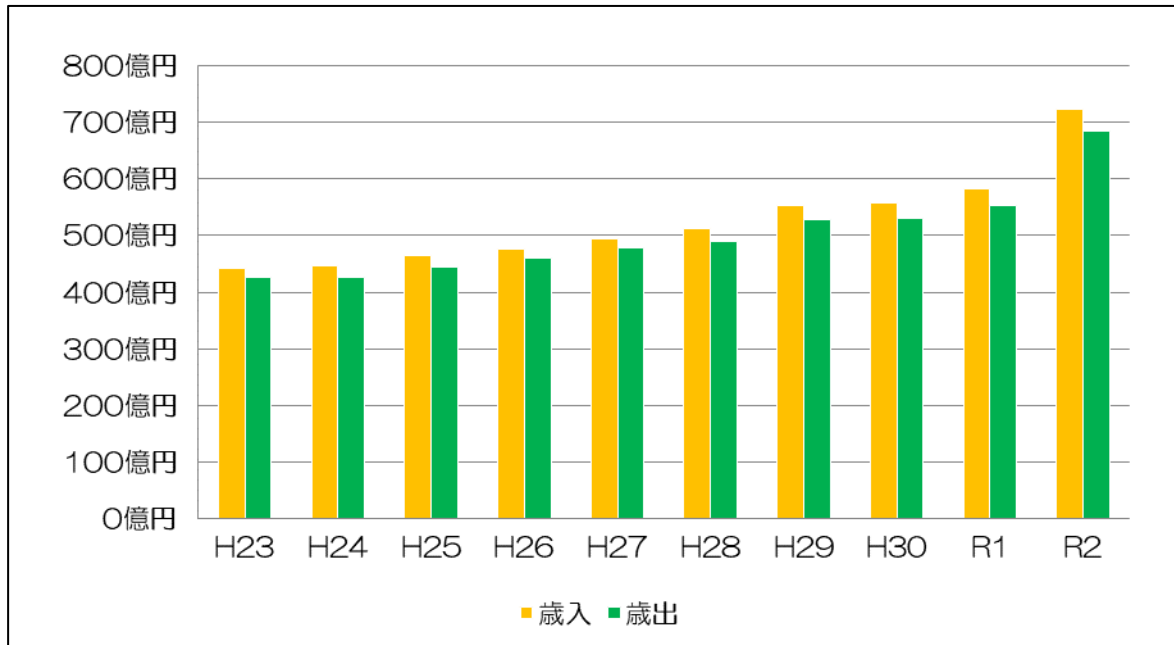
#### 【推計の前提条件】

- ・出生：出生率が、令和12(2030)年に2.1となるように段階的に引き上げ、以後は同率で推移すると仮定
- ・死亡：生存率は国立社会保障・人口問題研究所による推計値と同様
- ・移動：令和2(2020)年までに人口移動が均衡(純移動率0)し、以後は均衡状態が続くと仮定

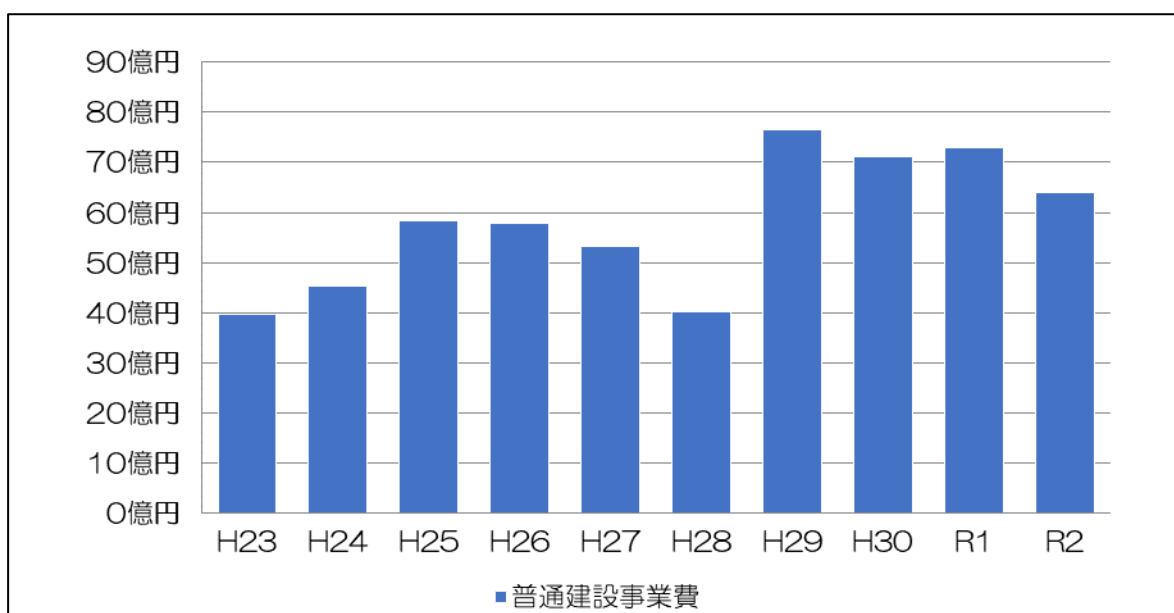
## Ⅱ-2 財政の状況

過去10年の歳入歳出の推移をみると、平成23年の歳入約442億円から、近年ではふるさと納税により毎年増加傾向にあります。また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策により増加しています。

歳出のうち普通建設事業費についてみてみると、年度により変動はあるものの、歳出全体の1割程度で今後も推移していくものと見込まれます。



普通会計歳入決算額の推移



普通建設事業費の推移



**Ⅲ 公共施設等の保有状況****Ⅲ-1 公共建築物****(1) 施設の保有量**

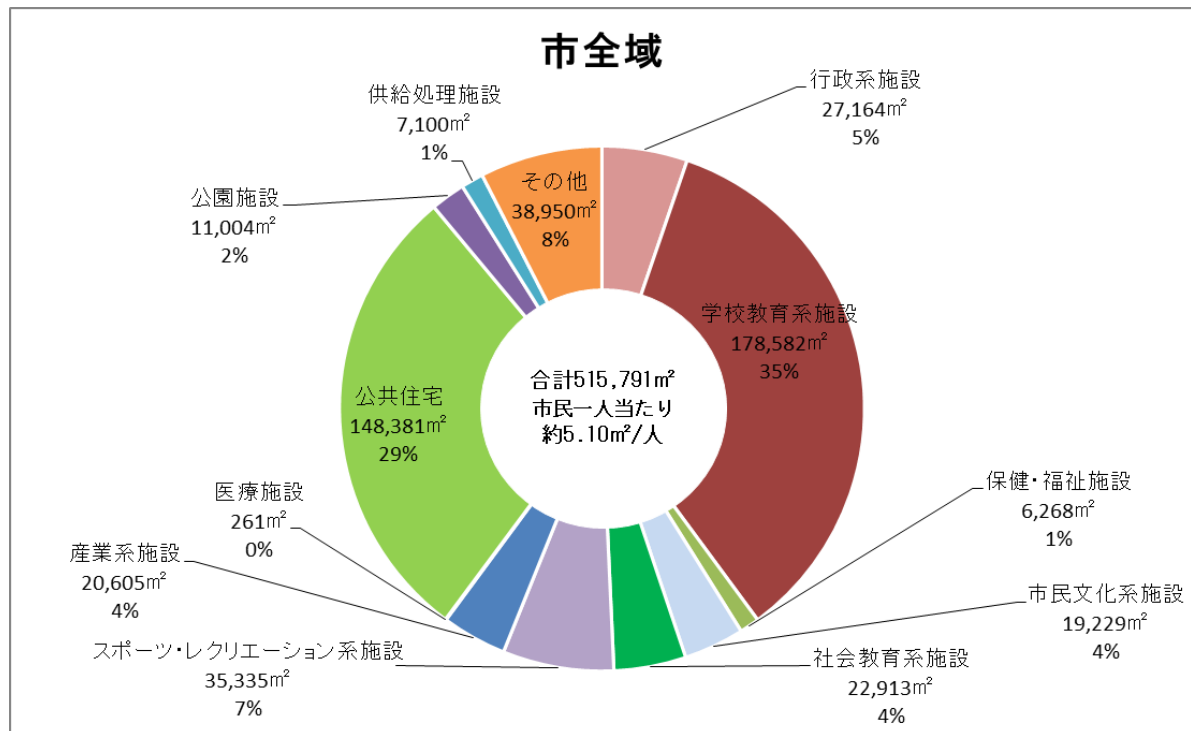
本市において保有する公共建築物は以下のとおりです。

大分類	施設数	建物棟数(棟)	延床面積(m <sup>2</sup> )
行政系施設	54	78	27,164
学校教育系施設	113	723	178,582
保健・福祉施設	15	20	6,268
市民文化系施設	17	43	19,229
社会教育系施設	21	42	22,913
スポーツ・レクリエーション系施設	58	153	35,335
産業系施設	22	59	20,605
医療施設	1	1	261
公営住宅	87	604	148,381
公園施設	63	252	11,004
供給処理施設	3	17	7,100
その他	76	210	38,950
総計	530	2,202	515,791

## (2) 延床面積

### ① 市全域

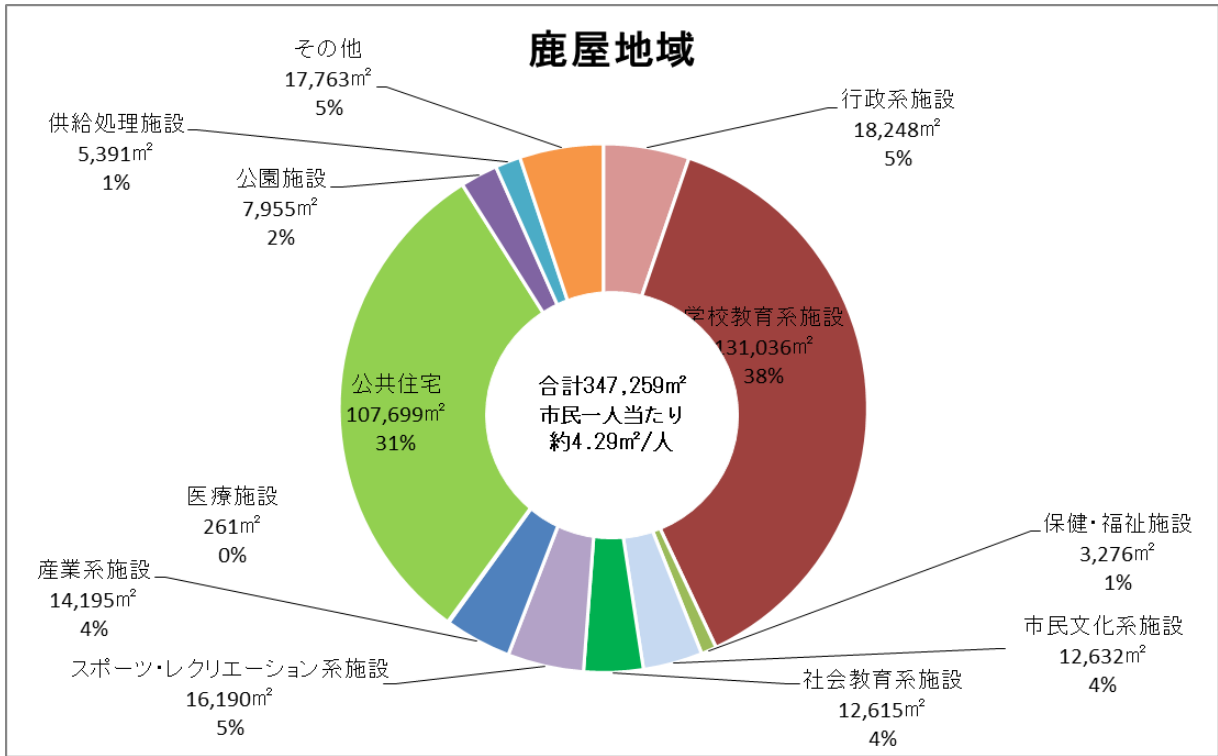
公共建築物の総延床面積は、令和2年度末時点(固定資産台帳データ)で、515,791㎡となっています。内訳は、学校教育系施設が178,582㎡と最も多く、次いで公共住宅が148,381㎡、その他施設が38,950㎡、スポーツ・レクリエーション系施設が35,335㎡、行政系施設が27,164㎡などという状況です。なお、市が所有する公共建築物の延床面積を人口で除した「市民一人当たりの延床面積」は約5.10㎡となっています。



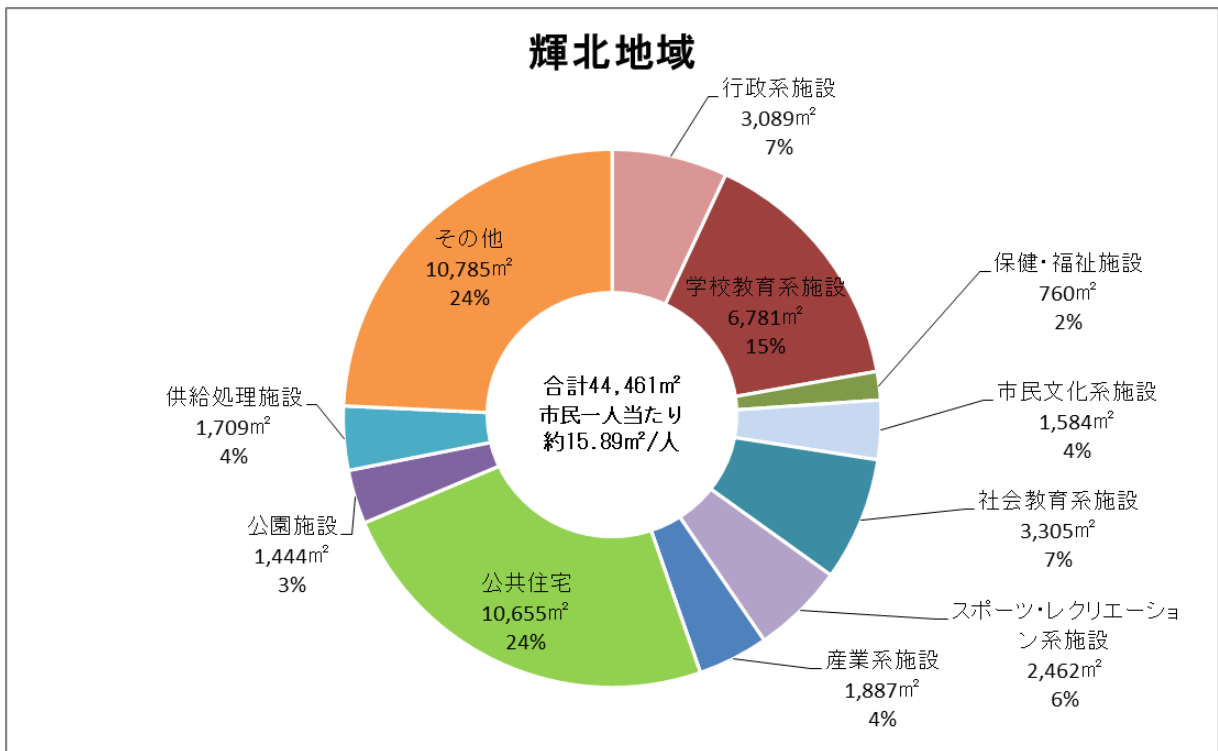
公共建築物の用途類型別の延床面積(市全域)

### ② 地域別

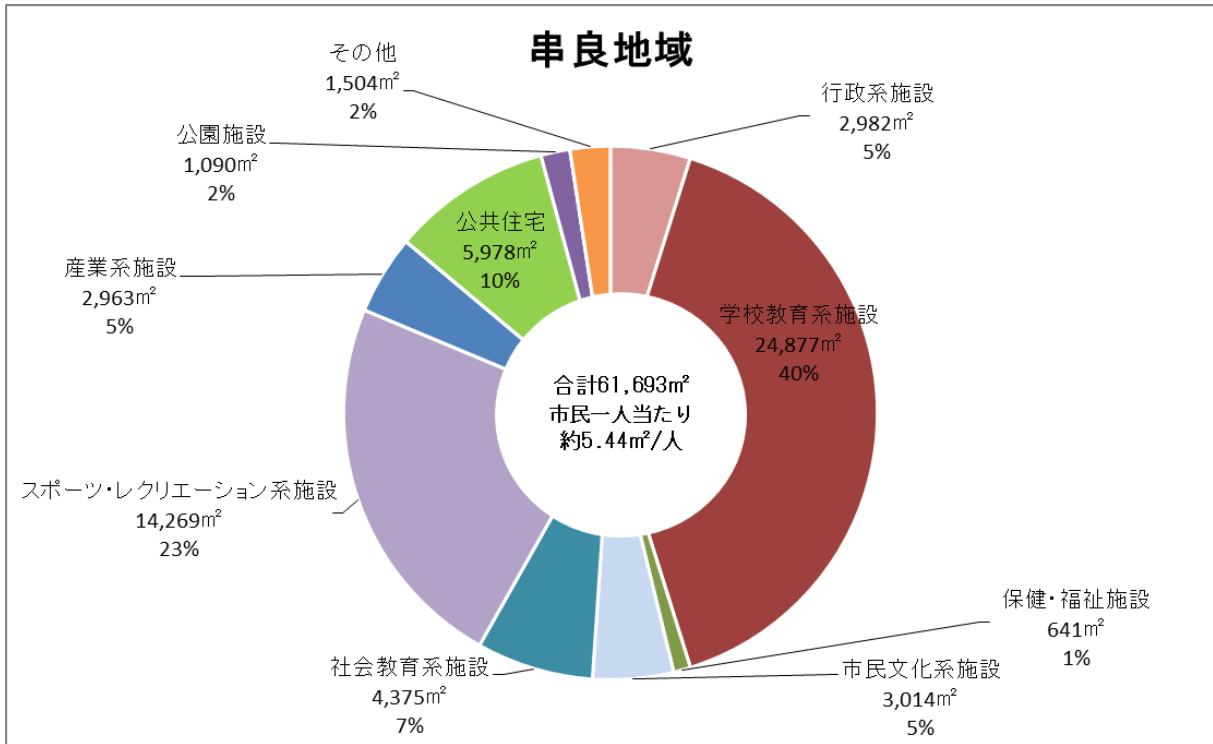
地域別にみると、鹿屋地域が347,259㎡(地域住民一人当たり約4.29㎡)、輝北地域が44,461㎡(地域住民一人当たり約15.89㎡)、串良地域が61,693㎡(地域住民一人当たり約5.44㎡)、吾平地域が62,378㎡(地域住民一人当たり約10.30㎡)という状況にあり、特に輝北地域及び吾平地域の地域住民一人当たりの延床面積が大きいことが分かります。



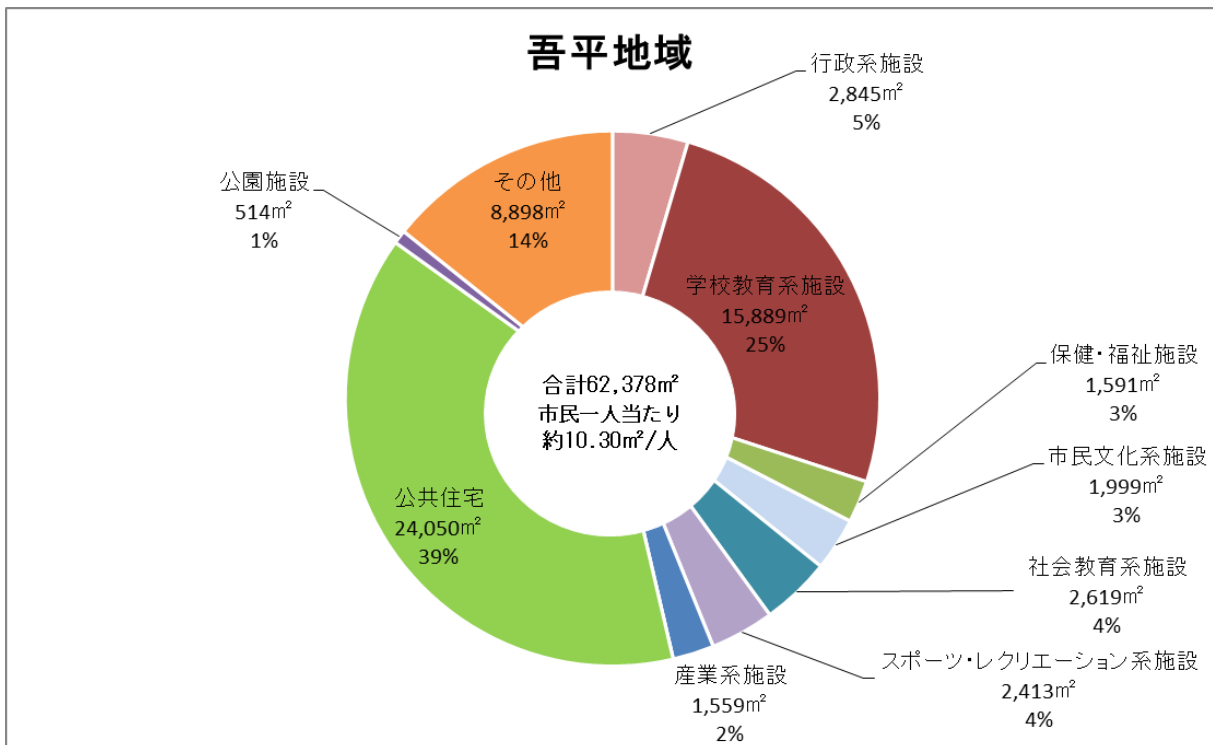
公共建築物の用途類型別の延床面積(鹿屋地域)



公共建築物の用途類型別の延床面積(輝北地域)



公共建築物の用途類型別の延床面積(串良地域)

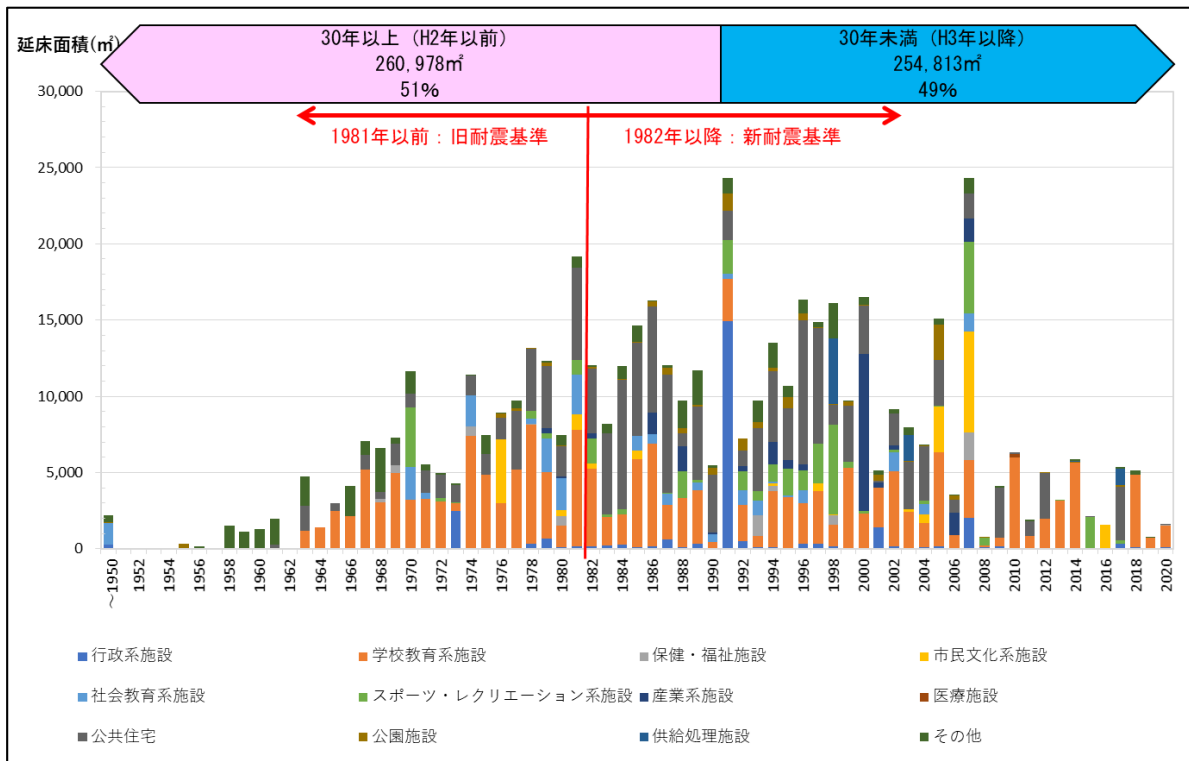


公共建築物の用途類型別の延床面積(吾平地域)

### ③建築年度別の整備状況

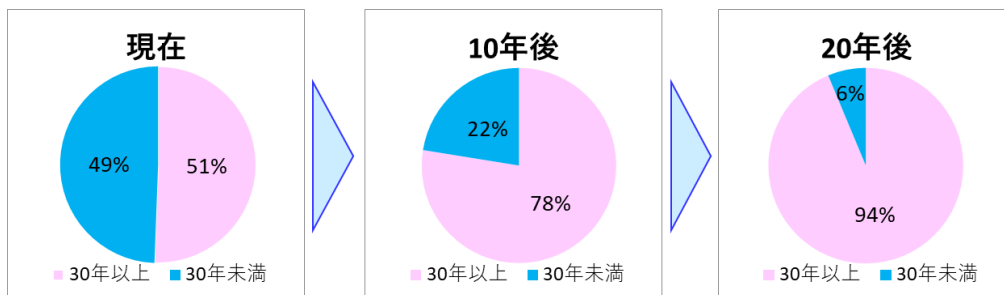
市全域における建築年度別の延床面積の推移と主な公共建築物については、下記のグラフに示すとおりです。整備状況としては、特定の時期への極端な整備の集中は見られず、年度別の大小はあるものの、断続的な整備が行われてきたと言えます。

建築年数をみると、一般的に老朽化の目安といわれている築30年以上の公共建築物が全体の51%、築30年未満が49%となっています。また、築30年以上の公共建築物の分類をみると、学校教育系施設や公共住宅の占める割合が高くなっています。



公共建築物の年度別整備延床面積(市全域)

また、現状の公共建築物を維持すると想定した場合、10年後、20年後には、築30年以上の施設がそれぞれ78%、94%を占めることとなり、施設の老朽化の進行が顕著となります。



築30年以上の公共建築物の推移

### (3) 保有量の推移

公共施設の延床面積は、平成25年度末時点では、520,327㎡であり、令和2年度末時点では、515,791㎡となっています。

施設の保有量の推移は、固定資産台帳データによると平成25年度と比較して令和2年度までの7年間で4,536㎡の削減を行っています。

	平成 25 年度		令和2年度		延床面積の 相違(㎡)
	施設数	延床面積合計 (㎡)	施設数	延床面積合計 (㎡)	
市全体	576	520,327	530	515,791	-4,536

固定資産台帳データより

### (4) 減価償却率の推移

平成25年度から令和2年度までの7年間で7.1%の減価償却率があがっています。

減価償却率の把握は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みや効率的・効果的な対策の検討に活用できます。

本市においては、減価償却率があがっていることから、老朽化している施設から建替え及び大規模改修の検討が必要となってきます。

	平成 25 年度	令和 2 年度	備 考
	減価償却率	減価償却率	
市全体	57.1%	64.3%	

固定資産台帳データより

## (5) 過去に行った対策の実績

公共施設等総合管理計画策定(平成28年3月)以降に公共施設マネジメントとして実施した対策の主なものは、以下のとおりです。

## ■ 廃止・解体

施設名称	備 考	対策実施年度
高須中住宅	解体 (2戸)	平成 28 年度
上小原小中・細山田中住宅	解体 (3戸)	平成 28 年度
高隈下麓住宅	解体 (4戸)	平成 28 年度
前床住宅	解体 (2戸)	平成 28 年度
札元団地	解体 (4戸)	平成 29 年度
浜田研修館	解体	平成 29 年度
地籍調査推進室倉庫	解体	平成 29 年度
輝北うわば公園	解体 (ゲストハウス)	平成 30 年度
笠野原小校長住宅	解体	平成 30 年度
細山田農業研修センター 農産加工室	廃止	令和元年度
串良公民館	廃止	令和元年度
串良公民館上小原分館	廃止	令和元年度
高尾団地	解体	令和元年度
角野畑かんポンプ場	解体	令和元年度
下方団地	解体 (4戸)	令和元年度
オレンジパーク串良	解体	令和2年度
有里農業研修センター	解体	令和2年度
高隈中麓第2市営住宅	解体 (4戸)	令和2年度
旧文化財整理作業所	解体	令和2年度

## ■統合・集約

施設名称	備考	対策実施年度
農業研修センター	窓口統合	令和元年度
勤労者交流センター		

## ■売却・譲渡

施設名称	備考	対策実施年度
浜田小住宅	売却	平成 28 年度
旧串良中学校校長住宅	売却	平成 28 年度
市成住宅	売却	平成 29 年度
細山田中学校校長住宅	売却	平成 29 年度
上小原中学校校長住宅	売却	平成 29 年度
赤野住宅	売却	平成 29 年度
神野住宅	売却 (4戸)	平成 29 年度
打馬住宅	売却	平成 30 年度
上小原住宅	売却	平成 30 年度
平南団地	売却	令和元年度
仮屋団地	売却	令和元年度
大鹿団地	売却	令和元年度
輝北特用林産物生産出荷施設	譲渡	令和2年度
串良林業後継者活動センター	譲渡	令和2年度
大鹿団地	売却	令和2年度

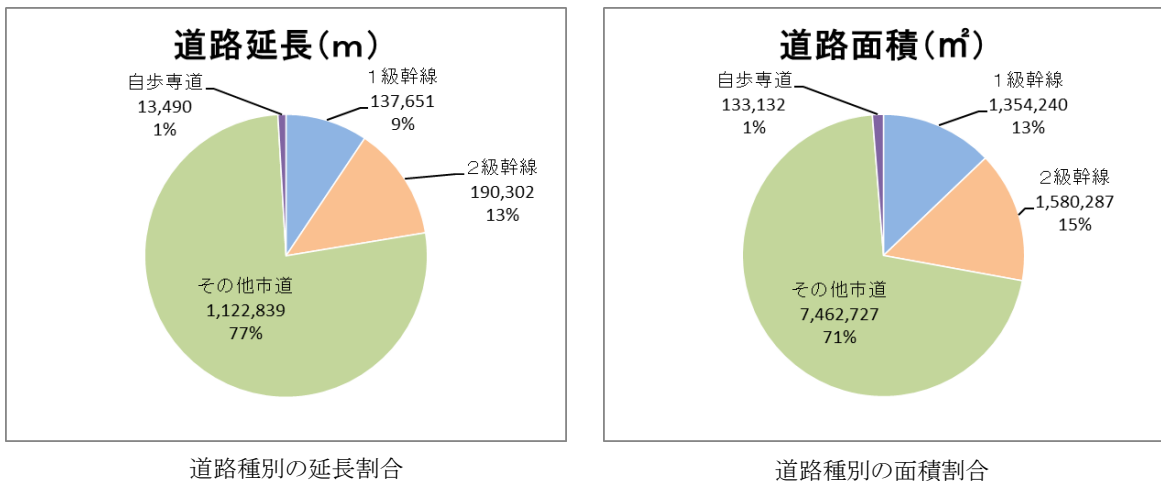


## Ⅲ-2 インフラ

インフラは、自然災害などによるライフラインの確保はもとより、平常時においても安全安心な市民生活を確保するため、これらの既存ストックを最適に維持管理していくことが重要となります。主要なインフラの現状は、次のとおりです。

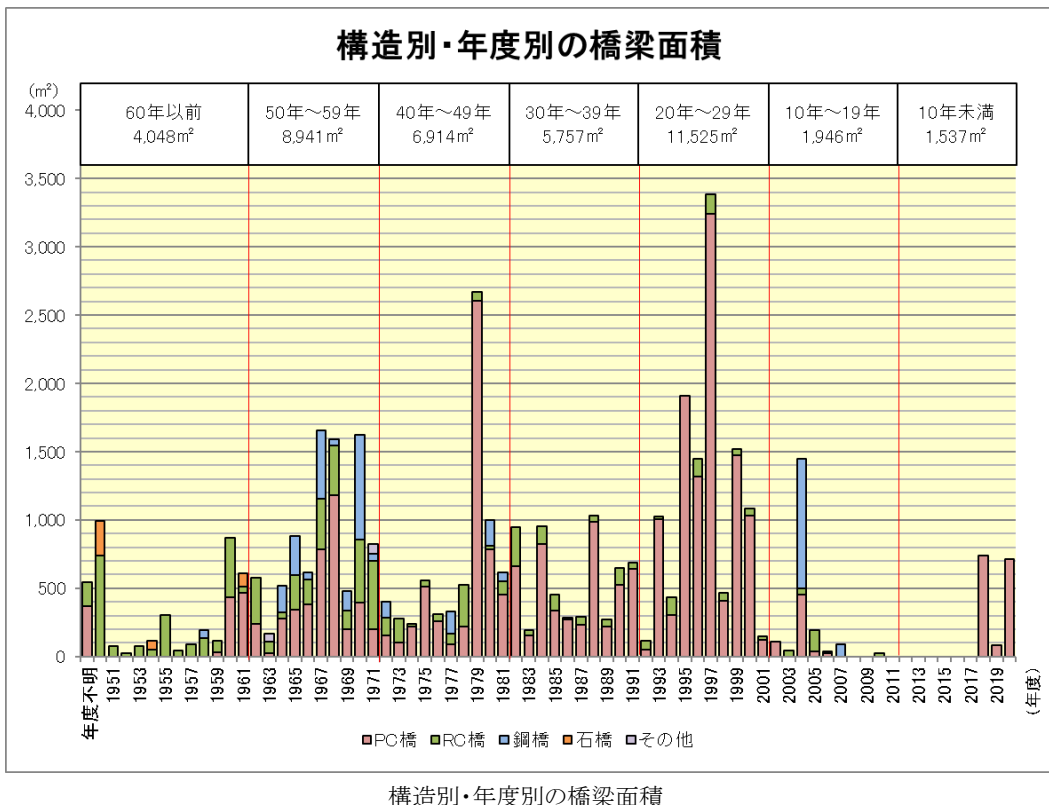
### (1) 道路

道路の総延長は1,464,282m、総整備面積は10,530,386㎡となっており、種別ごとの整備状況は、下記グラフのとおりです。(令和2年度末時点)

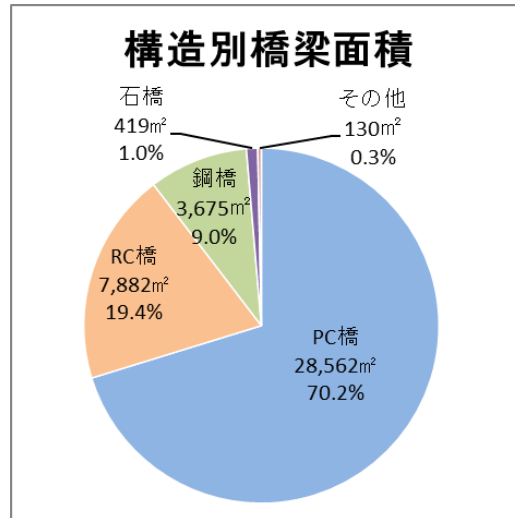


### (2) 橋梁

橋梁の総整備面積は40,668㎡となっています。年度別・構造別の橋梁面積をみると、架設後20年～29年が11,525㎡、次いで50年～59年が8,941㎡、40年～49年が6,914㎡という状況です。(令和2年度末時点)



また、橋梁の構造別面積は、PC橋が28,562㎡、RC橋が7,882㎡、鋼橋が3,675㎡、石橋が419㎡、その他が130㎡という状況です。

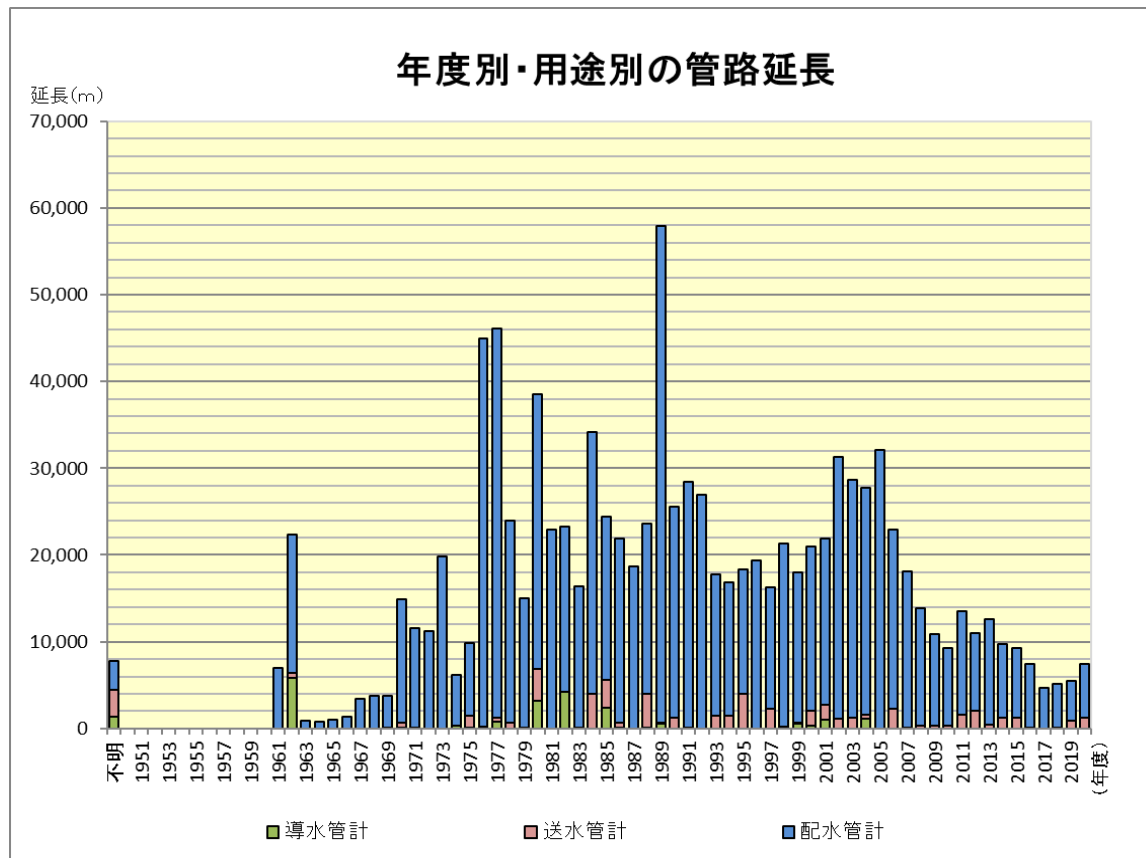


構造別の橋梁面積割合

### (3)上水道

上水道施設(簡易水道事業を含みます。)は、水源地が25箇所、配水場が45箇所、管路の総延長が1,210kmとなっています。(令和2年度末時点)

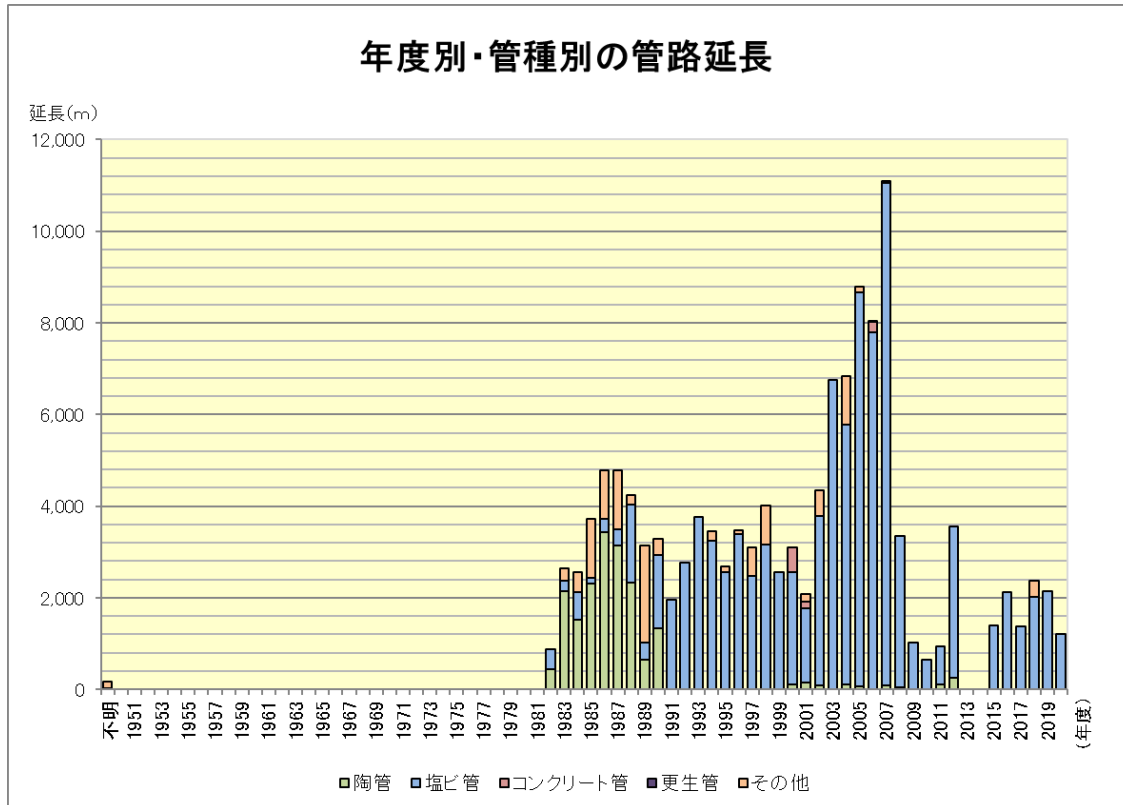
管路の年度別・用途別の整備状況は下記のグラフのとおりです。



上水道管路の年度別・用途別の管路延長

## (4)下水道

下水道施設(農業集落排水を含みます。)は、処理場が2箇所、管路の総延長が153kmとなっており、管路の年度別の整備状況は下記のグラフのとおりとなっています。(令和2年度末時点)



下水道管路の年度別・管種別の管路延長

## IV 公共施設等の更新費用

### IV-1 公共建築物

#### (1) 耐用年数経過時に単純更新した場合の試算

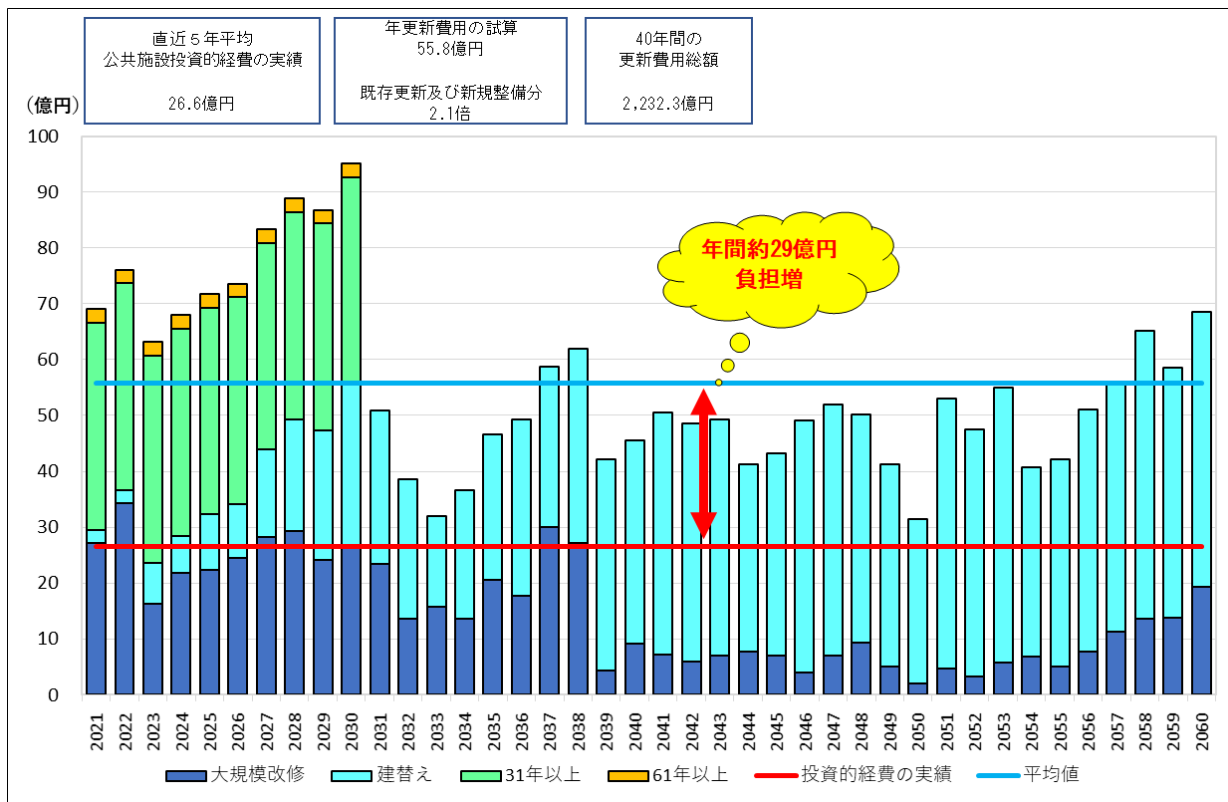
公共建築物について既存の施設を耐用年数まで使用し、全ての施設を同規模で更新すると仮定した場合の費用について、総務省が公表している更新費用試算ソフトに準拠して算出したところ、今後40年間で約2,232.3億円、年平均にすると約55.8億円の費用が必要になると見込まれます。

これは、本市が過去5年間に支出した投資的経費（公共建築物の更新や維持管理に投じている経費）の年平均額約26.6億円の約2.1倍となり、更に毎年約29.2億円が必要となることを意味しています。

全ての施設を現状のまま維持・更新していくことは、財政的に非常に厳しい見通しであるといえます。

#### 【投資的経費の実績額と将来コスト推計との比較】

	実績額 (H28～R2決算平均)	将来コストの推計	
		40年間累計	1年平均更新費用
公共建築物	約26.6億円	約2,232.3億円	約55.8億円



公共建築物の更新費用推計(耐用年数経過時に単純更新した場合)

#### 【試算条件】

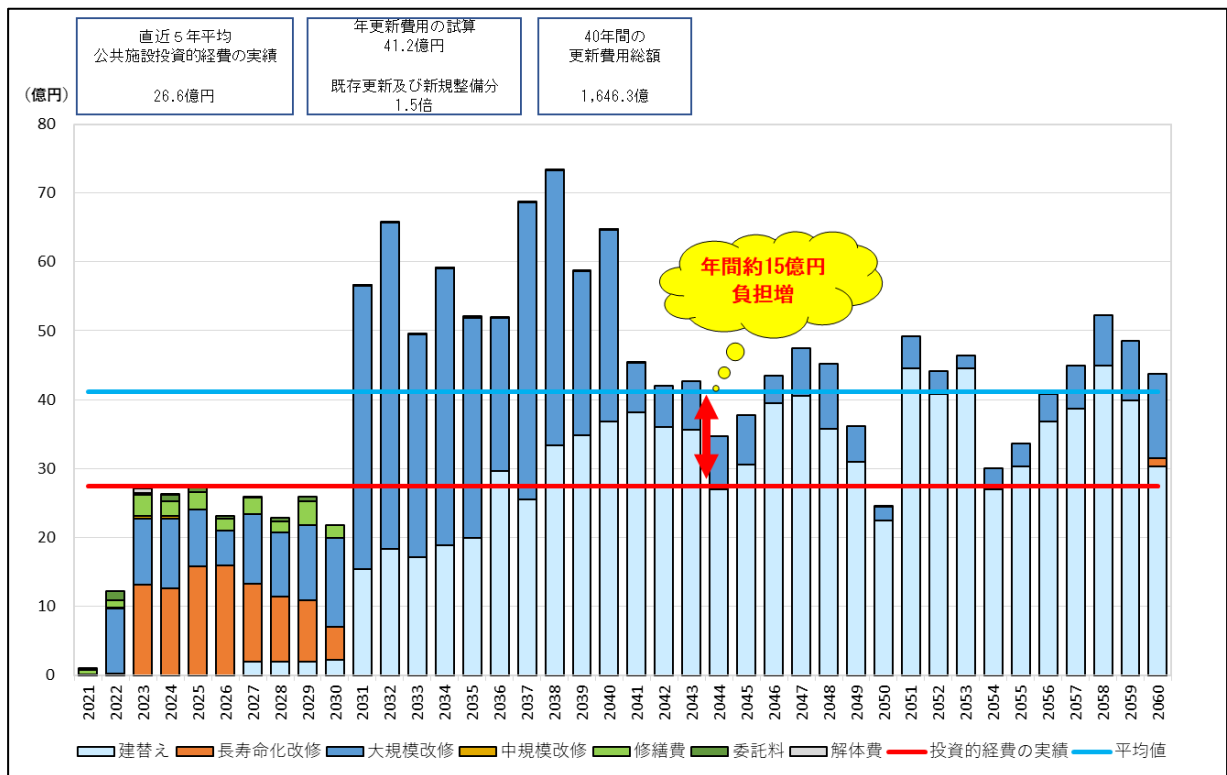
- ・ 総務省が公表している更新費用試算ソフトに準拠して試算。
- ・ 大規模改修、建替えの費用は、延床面積に施設種類別の更新単価を乗じて試算。

(2) 各個別計画の方針を反映した場合の試算

公共施設等総合管理計画改訂版では、公共施設等個別計画の実施計画を踏まえ、今後必要となる更新費用推計は、40年間で約1,646.3億円、1年平均では約41.2億円の更新費用が必要になると見込まれます。

公共建築物の更新費用推計(個別施設計画反映)

今後40年間の更新費用総額	1,646.3億円
1年平均更新費用	41.2億円



公共建築物の更新費用推計(個別施設計画反映)

## IV-2 インフラ

### (1) 耐用年数経過時に単純更新した場合の試算

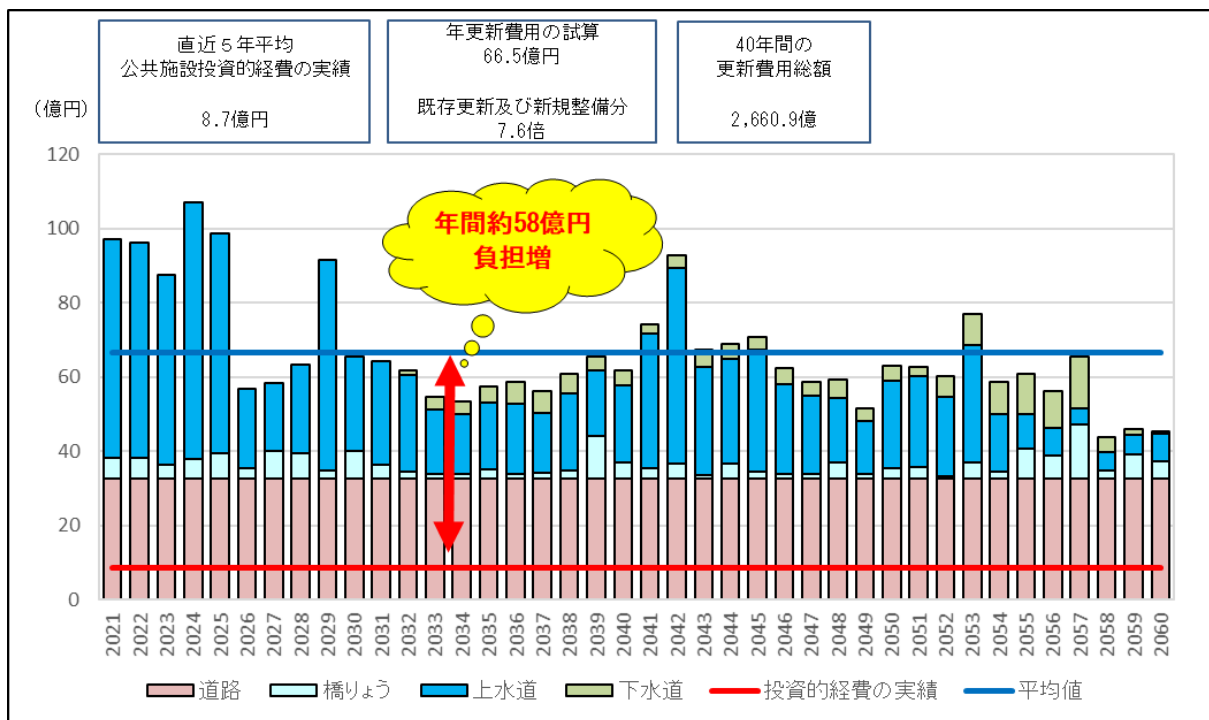
インフラについて、道路、橋梁、上下水道等を同じ面積、延長等で更新すると仮定した場合、総務省が公表している更新費用試算ソフトに準拠して算出したところ、今後40年間で約2,660.9億円、年平均にすると約66.5億円の費用が必要になると見込まれます。

これに対して、本市の過去5年間に支出した投資的経費の年平均額は約8.7億円であり、現状の約7.6倍となり、毎年約57.8億円が必要となります。

公共建築物と同様、全てのインフラを現状のまま維持・更新していくことは財政的に非常に厳しい見通しといえます。

#### 【投資的経費の実績額と将来コスト推計との比較】

	実績額 (H28～R2決算平均)	将来コストの推計	
		40年間累計	1年平均更新費用
インフラ	約8.7億円	約2,660.9億円	約66.5億円



#### 【試算条件】

- ・ 総務省が公表している更新費用試算ソフトにて算出。
- ・ 耐用年数は、道路は15年、橋梁は60年、上水道管は40年、下水道管は50年として試算。
- ・ 道路は、全整備面積を耐用年数で割った面積を1年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより算出。
- ・ 橋梁は、耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、構造別年度別面積に対し、更新費用を乗じることにより算出。
- ・ 上水道は、耐用年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に更新費用を乗じることにより算出。
- ・ 下水道は、耐用年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管種別年度別延長に更新費用を乗じることにより算出。
- ・ 上水道及び下水道の建築施設については、公共建築物の試算方法に準拠して算出。

## (2) 各個別計画の方針を反映した場合の試算

インフラの道路については、鹿屋市舗装個別計画書(令和元年12月)では、診断結果を基にした修繕費用の試算を、計画期間を5年として、毎年約0.5億円の修繕を行っていくこととしています。

また、鹿屋市橋梁長寿命化修繕計画(令和元年8月)では、今後50年間の事業費を試算すると、長寿命化修繕計画の実施によると約123億円となり、1年当たりの整備額は、約2.5億円となります。

上水道施設の鹿屋市水道事業アセットマネジメント計画(平成30年3月)では、今後の年間事業費を約5.5億円確保すると設定しています。

下水道施設の鹿屋市農業集落排水処理施設最適整備構想(2015年12月)では、今後40年間で約2.2億円機能保全コストを計画しており、1年当たりの平均投資額を約550万円と設定しています。

### インフラの更新費用推計(各個別計画反映)

(A) 今後40年間の更新費用総額	342.4億円
(B) 1年平均更新費用	8.6億円
(C) 投資的経費の実績額 (H28～R2の5箇年平均)	8.7億円

### Ⅳ-3 耐用年数経過時に単純更新した場合と各個別計画の方針を反映した場合の比較

#### (1) 更新費用の対策の効果額

公共建築物とインフラを合わせた公共施設等の更新費用について、耐用年数経過時に単純更新した場合と各個別計画の方針を反映した場合の試算結果を比較すると、各個別計画の方針を反映した場合の対策の効果額は、40年間で約2,904.5億円、1年平均では約72.5億円の対策の効果額が見込まれます。

#### 【今後40年間の更新費用の対策の効果額】

	耐用年数経過時に 単純更新した場合	各個別計画の方針 を反映した場合	対策の効果額
公共建築物	2,232.3億円	1,646.3億円	586.0億円
インフラ	2,660.9億円	342.4億円	2,318.5億円
合計	4,893.2億円	1,988.7億円	2,904.5億円

#### 【1年平均更新費用の対策の効果額】

	耐用年数経過時に 単純更新した場合	各個別計画の方針 を反映した場合	対策の効果額
公共建築物	55.8億円	41.2億円	14.6億円
インフラ	66.5億円	8.6億円	57.9億円
合計	122.3億円	49.8億円	72.5億円

※端数の関係上、一部整合しない箇所があります。



## V 公共施設等に関する課題

- (1)人口減少や少子高齢化等に伴う市民ニーズへの対応
- (2)限られた予算内での施設管理
- (3)公共建築物の老朽化
- (4)合併に伴う公共施設等の増大

公共施設等の保有状況や人口推移、財政状況などの現状を踏まえると、本市の公共施設等が抱える課題が見えてきます。

### (1)人口減少や少子高齢化等に伴う市民ニーズへの対応

現状では、本市における人口は減少することが避けられない状況にあり、また、少子高齢化が進むことが見込まれる中で、現在市が保有する公共施設等の施設数や施設規模を現状のまま維持していくことは、これからの市民ニーズに適合しない可能性があります。今後は、施設数や施設規模の検討、既存公共建築物の利活用により、人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化に伴う市民ニーズに対応していく必要があります。

### (2)限られた予算内での施設管理

現在市が保有する公共施設等の数や規模を現状のまま維持していくためには、多額の維持更新費用が必要となります。一層厳しさを増すことが予想される本市の財政状況の中、限られた予算内で現在保有する全ての公共施設等を維持管理・更新していくことは難しい状況にあります。

### (3)公共建築物の老朽化

一般的に老朽化の目安といわれている建築後30年以上経過した公共建築物の割合は全体の51%となっており、老朽化が顕著となっています。今後は、個別の施設毎に耐震性や老朽度をチェックし、今後のあり方を検討していく必要があります。

### (4)合併に伴う公共施設等の増大

本市は、平成18年1月に1市3町が合併して発足しており、合併前の4市町がそれぞれ建設した施設等のほとんどを現在も維持していることから、類似団体と比較して多くの公共施設等を保有している状況にあります。また、機能の重複する施設もあるため、今後は、地区ごとの人口推移、年齢構成を踏まえつつ、市全体のバランスを考えながら、保有する施設数や施設規模を検討していく必要があります。

## VI 公共施設等の管理に関する基本方針

- (1) 保有施設の適正配置
- (2) 長寿命化の推進
- (3) 遊休施設の整理
- (4) 個別施設計画の改訂
- (5) 施設マネジメントの一元化

公共施設等の抱える課題を踏まえ、本市の公共施設等の管理に関する基本的な考え方について、基本方針、目標設定、実施方針を示します。

### VI-1 基本方針

#### (1) 保有施設の適正配置

人口減少や少子高齢化等に伴う市民ニーズを的確に捉え、施設の複合化や用途変更、統廃合等を推進することにより、保有施設の適正配置に取り組みます。

また、今後、限られた予算の中で現在保有する全ての公共施設等を維持管理・更新していくことは難しい状況にあるため、施設保有量の縮減に努めます。

#### (2) 長寿命化の推進

適正な点検・維持管理の実施を行い、予防的修繕によるライフサイクルコストの縮減を図ります。

#### (3) 遊休施設の整理

遊休施設のうち、民間企業等が所有し利活用した方が有効と判断されるものについては、積極的に譲渡や貸付を行うこととします。また、建物の損傷が著しいなど今後の利活用が見込めないものについては、解体を基本とし整理することとします。

#### (4) 個別施設計画の改訂

本計画を具体化するため、公共建築物の再編方針及び各種インフラ施設の長寿命化計画の改訂を進めます。なお、既存の計画等については本計画との整合を図ることとし、改訂時に必要があれば見直しを行います。

#### (5) 施設マネジメントの一元化

計画の推進にあたっては、公共建築物の管理運営を一元的に行う専門部署を設置することにより、全庁的な資産状況の把握と本計画に沿った統括的な管理やローリング等を実施します。

## VI-2 目標設定

### (1)目標数値の考え方

目標数値は、P21の『IV-3 耐用年数経過時に単純更新した場合と各個別計画の方針を反映した場合の比較』で試算された各個別計画の方針を反映した場合の公共施設等全体の更新費用推計の結果と、今後1年間に公共施設等に対して支出可能な額との差額の圧縮を図ることとします。

#### 【公共施設等全体の更新費用推計(各個別計画の方針を反映した場合)】

	公共建築物	インフラ	合計
(A) 今後 40 年間の更新費用総額	1,646.3 億円	342.4 億円	1,988.7 億円
(B) 1年平均更新費用	41.2 億円	8.6 億円	49.8 億円
(C) 投資的経費の実績額 (H28～R2 の5箇年平均)	26.6 億円	8.7 億円	35.3 億円
(D) (B)-(C) 投資的経費を超える額	14.6 億円	▲0.1 億円	14.5 億円

※ 端数の関係上、一部整合しない箇所があります。

将来的に1年当たり約35.3億円が本市公共施設等の維持補修や更新費用に充当できると仮定しても、今後、1年間で**約14.5億円**が投資的経費の実績額(H28～R2の5箇年平均)を超過する試算になります。

インフラについては、P20の『IV-2 インフラ (2)各個別計画の方針を反映した場合の試算』で検討したとおり、各個別計画の方針を反映した場合の試算が過去の投資的経費の実績額とほぼ同程度であることから、インフラに関する各個別計画の推進を図りながら、適切な年間建設投資額の水準を維持していくこととします。

公共建築物の抱える課題を踏まえた、本市の公共施設等の適切な維持・管理にあたっては、予防保全的に各個別計画を推進し、投資的経費の実績額を超過する分については、更新費用の縮減や延床面積の削減を検討することとします。

## (2)目標数値

公共建築物の各個別計画の推進を図ることにより、今後必要となる更新費用等の推計は、以下のとおりです。

### 【公共建築物の更新費用推計(各個別計画の推進)】

	公共建築物
(A) 今後 40 年間の更新費用総額	1,646.3 億円
(B) 1年平均更新費用	41.2 億円
(C) 投資的経費の実績額 (H28～R2 の5箇年平均)	26.6 億円
(D) (B)－(C) 投資的経費を超える額	14.6 億円
(E) (D) × 10 年(個別計画の計画期間)	146.0 億円

### 【目標設定の考え方】

- ◆ 過去の年間建設投資額の範囲で施設の更新を行うためには、「(A) 今後40年間の更新費用総額」の縮減が必要であることから、定期的な計画の見直しを実施しながら精緻化を図ることとします。
- ◆ 「(E) (D) × 10年(個別計画の計画期間)」の146億円に相当する延床面積や、当該延床面積に係る市保有の公共施設の総延床面積に対する割合については、以下のとおりとなります。

$$\begin{aligned} \text{(試算)} \quad & 146\text{億円} \div 36\text{万円/m}^2 \text{ (総務省指標の建替単価)} = 40,556\text{m}^2 \\ & 40,556\text{m}^2 \div 515,791\text{m}^2 \text{ (現保有面積)} = \text{約}8\% \end{aligned}$$

- ◆ 他自治体の目標設定(40年間)の考え方(参考)
  - 将来の人口減少率と比例した削減量の設定(人口推計10年間)
    - ※試算  $515,791\text{m}^2 \text{ (現保有面積)} \times 2.4\% \text{ (人口減少率、削減割合)} = \underline{12,379\text{m}^2}$
  - 類似団体と比較した適切な市民一人当たりの延床面積の設定
    - ※試算  $\{100\% - \{3.42\text{m}^2 \text{ (類似団体平均)} \div 5.0\text{m}^2 \text{ (鹿屋市)}\}\} \div 4 = \underline{7.9\% \text{ (10年間の削減割合)}}$

### 【参考資料】

・公共施設の一人当たり保有量は、総務省の調査(R1年公共施設状況調査)による。

### VI-3 実施方針

基本方針で示した保有施設の適正配置や長寿命化等を推進していくための実施方針について示します。

#### (1)適正配置の推進方針

公共建築物については、合併前の4市町がそれぞれ建設した施設のほとんどを現在も維持しており、類似団体と比較して多くの公共建築物を保有していることや機能の重複する施設があることを踏まえ、各施設の利用状況や耐用年数、人口動態や市民ニーズなどの分析を行った上で、施設の適正配置を進めていきます。

施設の適正配置を進めるにあたっては、今後の利用が見込まれないと判断される施設については廃止を基本とし、現在の規模及び機能を維持し続ける必要性が認められないと判断される施設については、他用途への転用、他施設との統合や集約化を進めます。

なお、施設の統合や集約化等の検討に際しては、広域的な視点をもって、国・県及び近隣市町の公共施設や民間施設等の利用の可能性についても検討します。

また、施設の更新等にあたっては、PFI(民間資金等の活用による公共施設等の整備)など公民が連携した手法の更なる導入について検討を行います。

#### (2)点検・診断等の実施方針

公共施設等は、劣化や損傷が発生していくものであり、利用者の安全確保のためには、日頃の点検が欠かせません。

各施設においては、劣化状況や損傷の程度を把握するため、定期的な点検を実施していくとともに、保全の優先度を判断するため、劣化診断等を実施していきます。

また、点検・診断等の実施結果をデータとして蓄積させ、各施設の維持管理・修繕等を含む老朽化対策等に活用していきます。

#### (3)維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等を効率的かつ適切に維持・更新していくため、劣化や損傷を早期に発見し補修する「予防保全型維持管理」により施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

大規模改修等の保全措置等の実施にあたっては、緊急性や重要性等を踏まえ、実施時期の調整を行うことにより財政負担の平準化を図るとともに、今後の利活用が見込めない施設や損傷が著しい施設については、施設の維持管理にかかるコストを考慮し、公共施設等適正管理推進事業債等を活用することにより、売却や解体等を積極的に検討します。

また、多くの人が集まる公共施設には、維持管理費の軽減や財源の確保を行うために、ネーミングライツの導入を検討します。

#### (4)安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等については、速やかに必要な安全措置を講じた上で、改修工事の実施等については、当該公共施設等の重要性や利用状況、災害時の拠点施設となっているかなどを踏まえ、対応を検討します。

また、公共施設等を利用する市民等の安全確保のためには、日常の維持管理が欠かせないため、各施設の維持管理を適切に行うとともに、修繕に関する情報を蓄積させ、維持管理上の課題を適時に把握することにより、老朽化対策等に活用していきます。

#### (5)耐震化の実施方針

公共建築物の耐震化にあたっては、当該公共建築物の建築年数や重要性、利用状況や災害時の拠点施設となっているかなどを踏まえ、優先順位を検討の上、耐震診断及び耐震改修工事を計画的に実施していきます。

#### (6)長寿命化の実施方針

修繕については、劣化や損傷を早期に発見し補修する「予防保全型維持管理」により施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

また、各種インフラ長寿命化計画の策定を進めるとともに、既存の計画については本計画との整合性を図り、必要があれば改訂時に見直しを行うこととします。

なお、施設の更新等にあたっては、市民ニーズの変化への対応を念頭に、将来的に他用途へ転用しやすい施設設計を行うなど、長期的な使用に配慮します。

#### (7)ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

#### (8)行政サービス水準等の検討

公共施設等の管理運営に係るコストを把握し、必要に応じて使用料の見直しを検討します。

公共的関与の必要性が低い施設については、その必要性を検討し、積極的に民間への譲渡等について検討します。

## Ⅶ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型ごとに、公共施設等の管理に関する基本的な方針を示します。

### Ⅶ-1 公共建築物

#### (1) 行政系施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
行政系施設	54	庁舎等	本庁等	2
			総合支所	3
			出張所	2
		消防施設	分団・水防・詰所等	47

本庁については、多くの市民が利用することや災害時の拠点となることなどから、施設の耐震性や安全確保の観点重視していくとともに、長期修繕計画に基づいた計画的な修繕等により長寿命化を図ります。

また、各地域の総合支所については、建築年数をみると、輝北総合支所が47年、串良総合支所が33年(別館は41年)、吾平総合支所が58年を経過している状況にあることから、利用者の安全確保のため、定期的な点検等により劣化や損傷を把握し、適切な修繕等の対応を行いながら、施設のあり方も含め検討していきます。また、サービス内容の見直し等により生じる空きスペースを積極的に活用していくこととします。

消防施設については、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等による長寿命化を図るとともに、施設の集約化を検討します。

#### (2) 学校教育系施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
学校教育系施設	113	学校	小学校	24
			中学校	12
			高等学校	1
			専修学校	1
		教職員住宅	教職員住宅	70
		その他教育施設	学校給食センター	5

学校については、児童・生徒が日常的に使用する施設であることや災害時の拠点となることなどから、施設の耐震性や安全確保の観点から、「鹿屋市学校施設長寿命化計画」に基づく計画的な施設や設備の改修等を行っていきます。また、地区の中核的な施設であることを踏まえ、老朽化に伴う建替えを行う場合には、周辺の公共施設等の機能の複合化を検討します。

教職員住宅については、定期的な点検等により劣化や損傷を把握し、適切な修繕等の対応を行っていきます。また、老朽化や利用状況等を踏まえ、今後利用が見込めないも

のについては、廃止を検討します。

輝北・串良の学校給食センター等については、令和3年度に北部学校給食センターに再編成しています。

### (3)保健・福祉施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
保健・福祉施設	15	保健施設	保健相談センター	1
			保健センター	1
		児童福祉施設	児童センター	1
		その他社会福祉施設	その他社会福祉施設	12

保健相談センターについては、建築後27年経過しており、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等による長寿命化を図ります。

児童センターについては、建築後40年以上が経過していることから、施設の状況を確認しながら今後のあり方を検討していきます。

その他社会福祉施設については、定期的な点検等により劣化や損傷を把握し、適切な修繕等の対応を行っていきます。

### (4)市民文化系施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
市民文化系施設	17	文化施設	文化会館	1
			その他文化施設	2
		集会施設	ふれあいセンター	13
			勤労者交流センター	1
			その他集会施設	0

文化会館については、建築後44年経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいることから、長期修繕計画に基づいた計画的な修繕等により長寿命化を図ります。

集会施設は、隣接する施設で、重複した事業を行っているものについては、一体となった運営を行うため、施設の統合を検討するとともに、無償貸付や譲渡等も併せて検討していきます。



## (5)社会教育系施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
社会教育系施設	21	図書館	図書館	1
		生涯学習施設	公民館	10
			コミュニティセンター	2
			学習センター	5
			交流促進センター	2
記念館等	鉄道記念館等	1		

図書館は、建築後40年を経過していることを踏まえ、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等による長寿命化を図るとともに、今後も指定管理者制度の活用による効果的・効率的な運営を進めることとします。

生涯学習施設は、生涯学習の拠点施設であるとともに、避難所に指定されている施設も多くありますが、老朽化等により大規模修繕や耐震化を行わなければならない時期にきていることから、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な修繕等による長寿命化を図るとともに、施設の統廃合も含めた適正配置の検討や無償貸付、譲渡等も併せて検討していきます。

記念館等は、施設の利用状況等を踏まえ、統廃合等を含めた運営のあり方について検討します。

## (6)スポーツ・レクリエーション系施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
スポーツ・レクリエーション系施設	58	スポーツ施設	グラウンド・体育館等	41
		レクリエーション施設・観光施設	物産館・観光施設等	17

スポーツ施設は、「鹿屋市スポーツ関係施設再配置計画」に基づき、各地域に点在している体育館、グラウンド等について種目に特化したアピールポイントなどを明確化し個別具体的な整理を行っていくとともに、著しく利用者が少ない施設や利用者に偏りがある施設については、積極的に廃止や貸与、譲渡等を検討します。

レクリエーション施設・観光施設は、施設の設置目的や特性、業務の内容、利用状況などを勘案し、施設の複合化や統廃合、民間譲渡等を検討します。

## (7)産業系施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
産業系施設	22	産業系施設	農業・畜産・林業・加工センター等	22

鳴之尾牧場、西原台ファームポンド等、本市の産業を下支えする主要な施設については、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等による長寿命化を図ります。

また、利用者が主として地域内の住民に限られているものについては、地元町内会や加工グループ等への譲渡を検討するとともに、民間による管理を行うことで、より効果的かつ効率的な運用が期待できる施設については、積極的な民間譲渡を行います。

なお、当初の設置目的に応じた利用がない施設や隣接する施設で重複した事業を行っているものについては、廃止や統合を検討します。

## (8)医療施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
医療施設	1	医療施設	夜間急病センター	1

夜間急病センターは、建築から10年ほどの比較的新しい施設ですが、維持管理にあたっては、ライフサイクルコストの低減を図るため、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等により長寿命化を図ります。

## (9)公共住宅

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
公共住宅	87	市営住宅	市営住宅	87

市営住宅は、「鹿屋市営住宅長寿命化計画」に基づき、建替え、用途廃止、個別改善、維持管理に大別して整理する方針を定めています。

建替えについては、近隣にある老朽化した小規模団地との集約建替えを基本とし、長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図れる市営住宅については、定期的な点検を行い、建物の老朽を未然に防ぐための個別改善や維持管理を行います。

また、施設の老朽化や利用状況等を踏まえ、今後利活用が見込めないものについては、民間住宅の供給状況を考慮しながら、廃止を検討します。

## (10)公園施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
公園施設	63	公園施設	休憩所、トイレ等	63

公園施設については、「都市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用のコスト縮減と平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持補修等の予防保全管理の下で、長寿命化等に取り組めます。同様に都市公園以外の市立公園等についても、今後、公園施設長寿命化計画を策定する必要があります。

また、公園の位置や機能及び管理運営費等を考慮し、主に地域住民が利用している小規模な公園については、地元町内会等への譲渡を検討します。

## (11)供給処理施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
供給処理施設	3	供給処理施設	衛生処理場	3

衛生処理場は、平成10年に建築されてから22年ほど経過しています。今後の維持管理にあたっては、ライフサイクルコストの低減を図っていくため、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等による長寿命化を図ります。

## (12)その他の公共建築物

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
その他	76	その他	行政財産	43
			普通財産	33

その他の公共建築物については、行政財産(公共用・公用)が43施設、普通財産が33施設あります。

行政財産のうち、鹿屋市市民交流センターについては、建築から14年ほどの比較的新しい施設ですが、今後の維持管理にあたっては、ライフサイクルコストの低減を図っていくため、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等による長寿命化を図ります。

湯遊ランドあいらについては、建築後22年経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、施設全体の大規模改修に加え、施設運営に関する様々な可能性について検討し、方針を整理することとします。

普通財産については、今後の利活用が見込まれるものについては、譲渡や貸付を積極的に行うこととし、建物の損傷が著しいものについては、解体を基本とし整理することとします。

## Ⅶ-2 インフラ

### (1)道路

種 別	延長
1級幹線	137,651m
2級幹線	190,302m
その他市道	1,122,839m
自歩専道	13,490m
合計	1,464,282m

(令和2年度末時点)

道路整備については、財政状況、緊急性や重要性等を総合的に勘案して行っていきます。また、日常的な維持管理としてパトロールを実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減のため、予防保全型の取り組みを行い、利用者の安全確保に努めていきます。

### (2)橋梁

種 別	橋梁面積
PC橋	28,562㎡
RC橋	7,882㎡
鋼橋	3,675㎡
石橋	419㎡
その他	130㎡
合計	40,668㎡

(令和2年度末時点)

橋梁については、「鹿屋市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な点検により健全度と損傷の早期把握を行うとともに、日常的な維持管理としてパトロール、清掃などの実施を徹底していきます。また、維持管理については、ライフサイクルコストの縮減のため、予防保全型の取り組みを行い、利用者の安全確保に努めていきます。

**(3)上水道**

種 別	箇所、延長
水源地	25箇所
配水場	45箇所
管路延長	1,210km

(令和2年度末時点)

上水道施設の更新にあたっては、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、布設(築造)年度や施設機能診断結果による更新の優先順位により、老朽施設や老朽管路の更新・耐震化を推進します。

なお、本計画に基づき鹿屋市水道事業アセットマネジメント計画(平成30年3月)の策定を行っています。

また、今後の維持更新費用にかかる財源確保の観点から、水道料金のあり方について検討を行い、必要に応じて見直しを行います。

**(4)下水道**

種 別	箇所、延長
処理場	2箇所
管路延長	153km

(令和2年度末時点)

下水道施設については、管渠等の定期的な点検・診断及び適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施することにより、ライフサイクルコストの縮減を図っていくこととし、本計画に基づく個別計画の策定を行います。

また、今後の維持費用にかかる財源確保の観点から、使用料金のあり方について検討し、必要に応じて見直しを行います。

**(5)その他のインフラ**

その他のインフラとして、農道・林道・トンネル等があります。これらのインフラについても、定期的な点検・診断を実施するとともに、予防保全型の維持管理を行っていきます。また、修繕・更新等を計画的に実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

## **Ⅷ フォローアップの実施方針**

本計画の実効性を確保するため、本計画を踏まえた各公共施設等の個別施設計画の策定を行うこととし、必要に応じて削減目標等の数値を定め、その取り組み状況について適宜評価を実施していきます。

さらに、本計画の弾力性を確保するため、国の制度改正や社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じた見直しを随時行っていきます。また、公共施設等に関する情報についてホームページ等への掲載など積極的な公開に努めることとし、住民等から寄せられた意見や提案等については、本計画の見直しへ反映させることとします。

## **Ⅸ 全庁的な取組み体制の構築及び情報管理・共有方策**

本計画の推進にあたっては、全ての公共建築物を一元的に情報管理し、組織横断的な調整にあたる専門部署を設置し、統括的な管理運営を実施していきます。

情報管理については、公共建築物の情報の一元管理体制を整備し、施設カルテの活用により施設の利用状況や維持管理状況等の情報について、庁内外の情報共有を図ります。

また、地方公会計制度に基づく固定資産台帳のデータと連携させ整合性を図ることにより、適時・的確な情報に基づく管理を進めていきます。

インフラについては、本計画に基づく個別施設毎の長寿命化計画を各施設所管課において策定することとし、専門的な技術やノウハウの蓄積があるそれぞれの所管課においてアセットマネジメントを推進していきます。

なお、本計画の推進にあたっては、本市の職員一人ひとりが本計画の趣旨を理解し、公共施設等の維持管理等に取り組んでいく必要があるため、職員を対象とした研修会等を実施していきます。

また、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあります。公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されますので、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めます。

鹿屋市 公共施設等総合計画（改訂版）

平成 28 年 3 月発行（令和 4 年 3 月改訂）

編集・発行 鹿屋市 財政課

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番 1 号

電話 0994-43-2111（代表）